

福島町
公共施設等総合管理計画

平成29年12月

福島町

はじめに

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズの変化に加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等が老朽化により大量に更新時期を迎えることや義務的経費の増大などによる財政状況悪化の見通し等から、公共施設等を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要であることが叫ばれています。

本町におきましても同様の状況があり、これら諸問題を解決するため保有する公共施設等を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠と考えています。

このため、貴重な経営資源である公共施設等を最大限に有効活用することを目的とした「福島町公共施設等総合管理計画」を策定し、健全で持続可能な財政運営の実現を図ってまいります。

平成29年12月

《目次》

1. 計画策定の背景と目的	1
1-1 背景と目的	1
1-2 位置付け	1
1-3 期間及び対象範囲	2
2. 福島町の現状	3
2-1 人口の推移	3
2-2 財政状況	4
2-2-1 歳入	4
2-2-2 歳出	5
3. 公共施設等の現状と課題	6
3-1 公共施設（建築施設）の現状と課題	6
3-1-1 保有状況	6
3-1-2 年度別整備状況	7
3-1-3 課題	8
3-2 インフラ施設の現状と課題	9
3-2-1 インフラ施設の現状	9
3-2-2 年度別整備状況	10
3-2-3 課題	13
4. 公共施設等総合管理計画の基本方針	17
4-1 基本的な考え方	17
4-1-1 基本方針	18
4-1-2 具体的な取組み	19
4-2 公共施設等の維持管理方針	21
4-2-1 公共施設	21
4-2-2 インフラ施設	26
4-3 取組体制	28
4-3-1 総合計画との整合性と予算との連動	28
4-3-2 福島町公共施設維持保全基金の活用及び財源の確保	28
4-3-3 指定管理者制度の導入	28
4-3-4 実施体制	29
4-4 フォローアップの方針	30

1. 計画策定の背景と目的

1-1 背景と目的

福島町では、昭和50年代から平成初期の期間を中心に、様々な町民ニーズに応じて、「教育施設」「町営住宅」「コミュニティ施設」などの『建築施設』や「道路」「上水道」などの『インフラ施設』といった多くの公共施設を整備してきました。

現在、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造や町民ニーズが当時とは大きく変化しており、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性に迫られています。

また、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化してきており、近い将来、多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると見込まれています。

一方、財政面を見てみると、長期的には人口減少等による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題であるといえます。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な町経営を実現するためには、個々の公共施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく「資産経営」の視点を持つことが必要です。

このため、本町では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い寿命を延ばし、また、公共施設の利活用促進や統廃合をすすめることで将来負担の軽減を図り、町政運営上の健全性を維持する「福島町公共施設等総合管理計画」を推進していきます。

こうした取組の基本的な方向性を示すため、福島町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）を策定しました。

1-2 位置付け

公共施設等総合管理計画は、上位計画である「福島町総合計画」を含めた町の関連計画との整合を図るとともに、「福島町総合計画」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。

1-3 期間及び対象範囲

計画期間は「第5次福島町総合計画」の計画期間（平成28年度～平成35年度）とその後の新総合計画の計画期間として想定される10年間（平成36年度～平成46年度）との整合を図るため、平成29年度～平成46年度の18年間とします。また、本計画が対象とする財産は図 1-1に示す公有財産とします。

また、具体的な施設は図 1-2に示す公共施設（建築施設）とインフラ施設です。

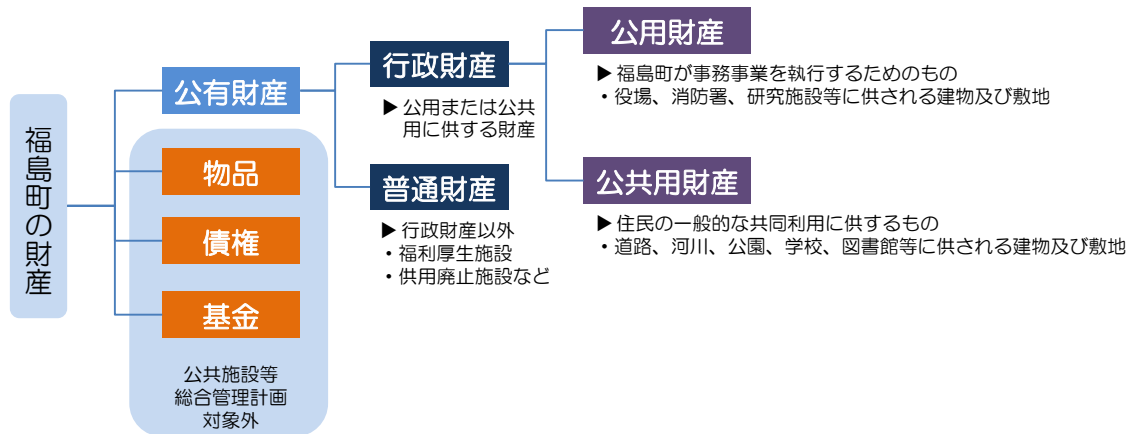


図 1-1 公共施設等総合管理計画の対象とする財産

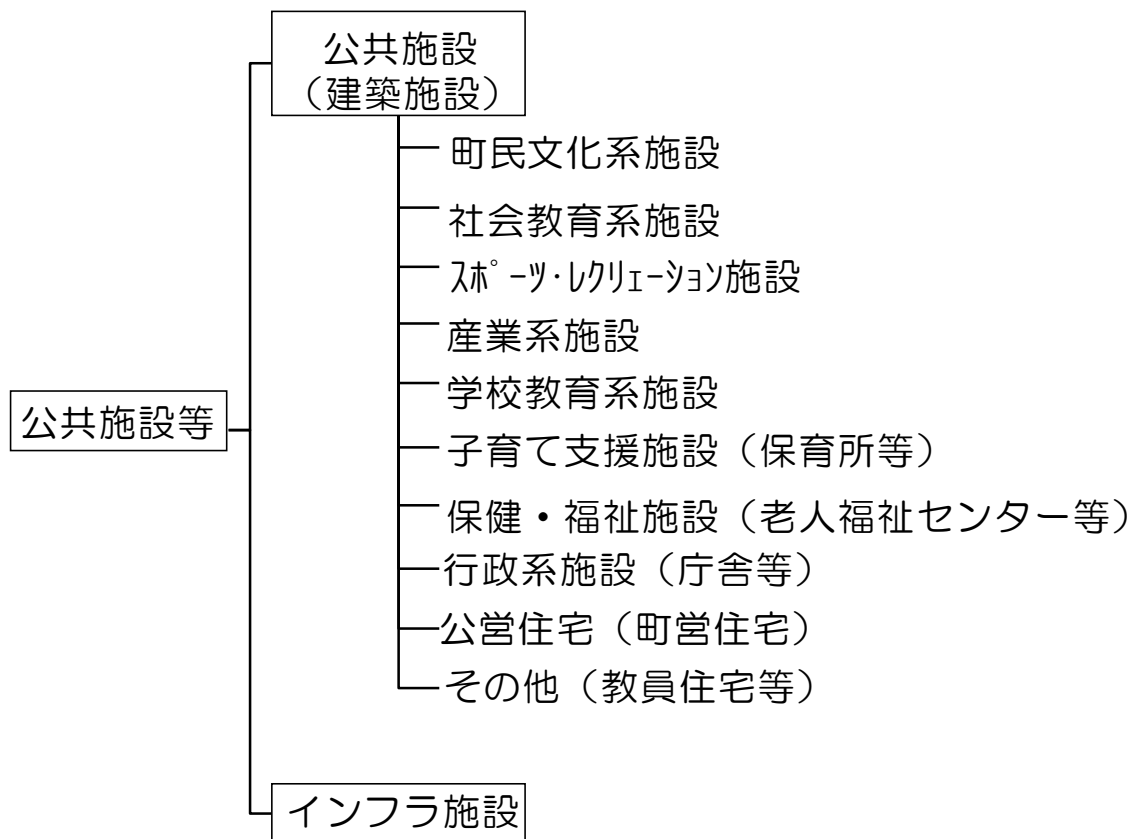


図 1-2 公共施設等総合管理計画の対象とする施設

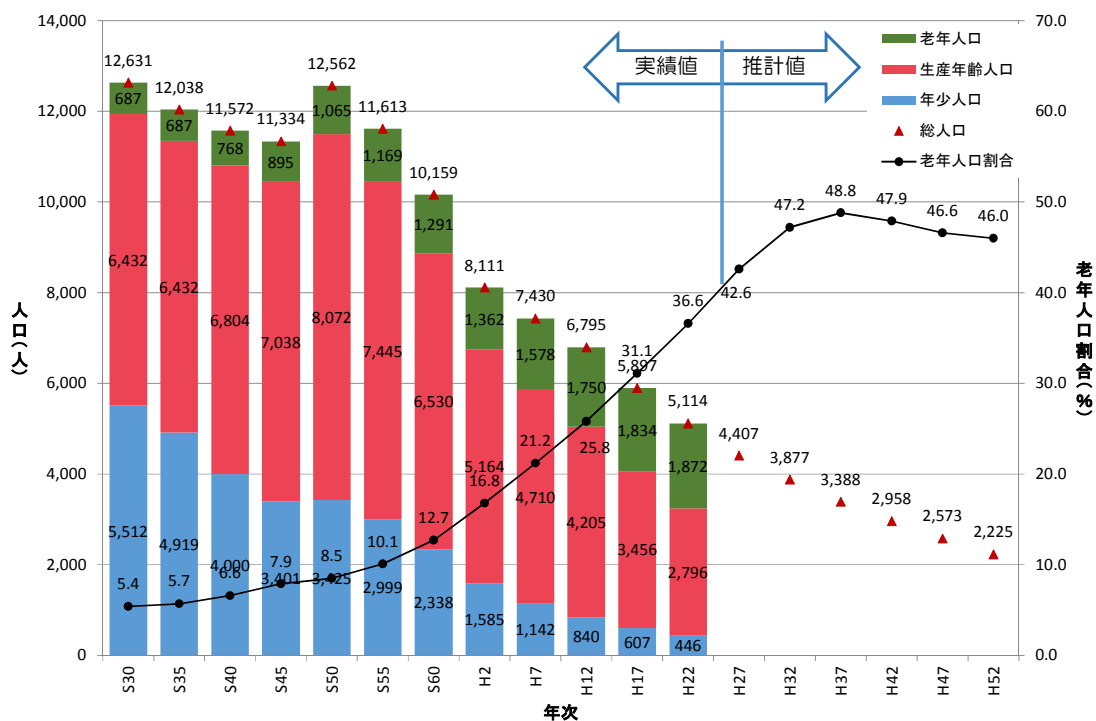
2. 福島町の現状

2-1 人口の推移

本町の人口は、昭和30年の13,428人をピークにその後は減少に転じました、その後青函トンネルの工事により昭和50年に増加しましたが、青函トンネルが完成した昭和60年以降一気に工事関係者の転出が進み、大幅な人口減少となりました。その後も減少傾向が続き、平成22年には5,114人とピーク時の半数以下となっています。

国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計では、今後も人口の減少が予測されており、平成52年には1,997人となっています。

福島町の見通しでは、人口減少対策を進めることにより合計特殊出生率と移動率が改善された場合には、平成52年の人口は2,225人となり、社人研の推計値と比較して約230人の施策効果が見込まれます。



出典：総務省統計局 国勢調査

※平成22年以前は国勢調査結果であり、平成27年度以降は、特殊出生率については平成32年に1.6、平成42年に1.8、平成52年に2.07とし、移動率については平成42年までに段階的に移動状況を改善させ、その後は同じ移動率が継続することを仮定したもの（福島町人口ビジョンより・総合戦略）。

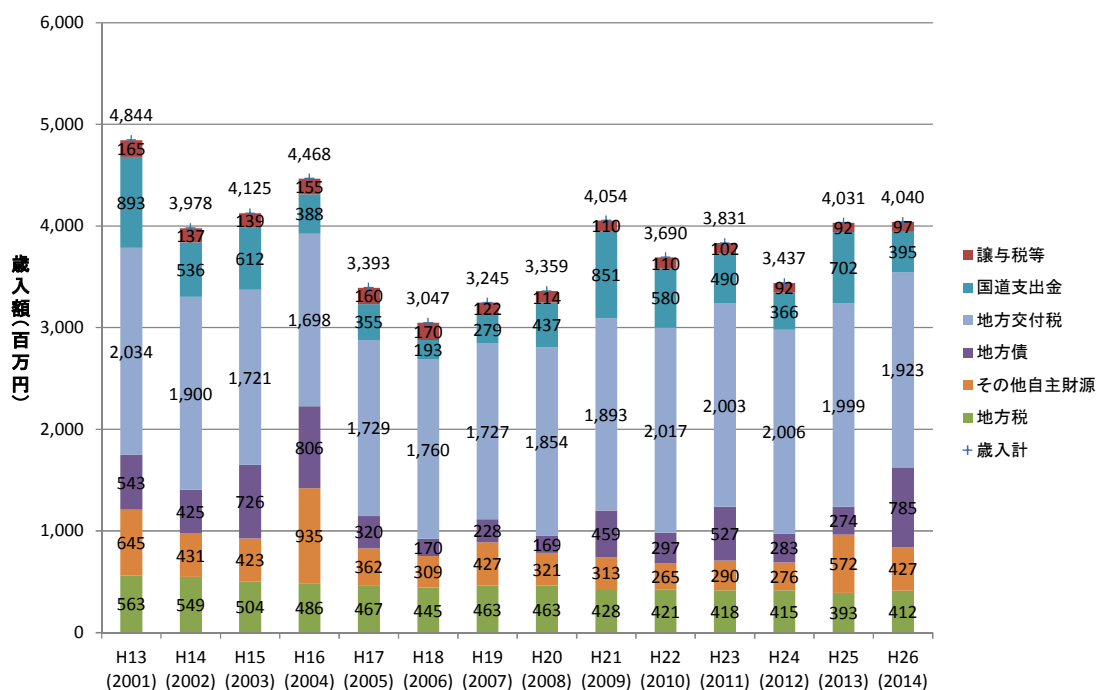
図 2-1 本町の人口の推移

2-2 財政状況

2-2-1 歳入

本町の普通会計の歳入は、平成13年度～平成26年度で30億円～48億円で変動しており、平成26年度では40億円となっています。

地方税、その他自主財源は平成13年度から減少してきており、平成26年度では合わせて8億円となっています。今後は、生産年齢人口の減少に伴い、自主財源である税収の減少が懸念されます。



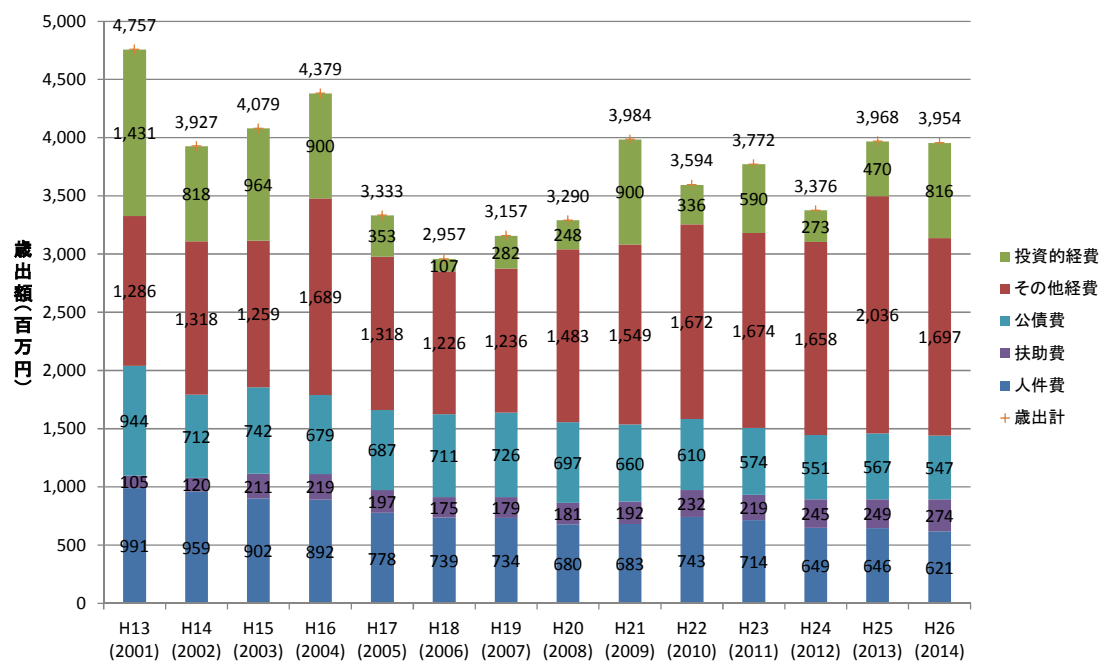
出典：総務省 市町村別決算状況調

図 2-2 歳入の推移 単位：千円

2-2-2 歳出

歳出は、歳入と同様に平成13年度～平成26年度で29.6億円～47.6億円と大幅に変動しており、平成26年度は36.5億円となっています。

人件費、公債費は減少してきていますが、扶助費、物件費、維持補修費、補助費及び繰出金は増加してきており、特に扶助費は額は小さいものの伸び率が大きくなっています。今後は、老年人口の増加に伴う扶助費（社会保障費）の割合が大きくなるとともに、公共施設等の老朽化に伴う維持補修費が増加するものと想定されます。



出典：総務省 市町村別決算状況調

図 2-3 歳出の推移 単位：千円

3. 公共施設等の現状と課題

3-1 公共施設（建築施設）の現状と課題

3-1-1 保有状況

平成27年度末時点での施設数は180施設、延床面積は65,316㎡であり、町民一人当たりでは14.8㎡となっています（平成27年国勢調査による人口4,422人から算出）。施設種別を延床面積で見ると、公営住宅が最も多く25.4%、次いで学校教育系施設が19.4%と続いています。施設数で見ると、そのほか51施設、次いで公営住宅が49施設と続いています。

表 3-1 施設種別施設数及び延床面積

施設種別	施設数		延床面積	
	施設数	構成比 (%)	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
市民文化系施設	21	11.7	5,979	9.2
社会教育系施設	2	1.1	1,070	1.6
スポーツ・レクリエーション系施設	12	6.7	6,498	9.9
産業系施設	12	6.7	3,764	5.8
学校教育系施設	15	8.3	12,666	19.4
子育て支援施設	2	1.1	640	1.0
保健・福祉施設	5	2.8	5,110	7.8
行政系施設	6	3.3	4,614	7.1
公営住宅	49	27.2	16,574	25.4
公園	5	2.8	151	0.2
その他	51	28.3	8,250	12.5
合計	180	100	65,316	100

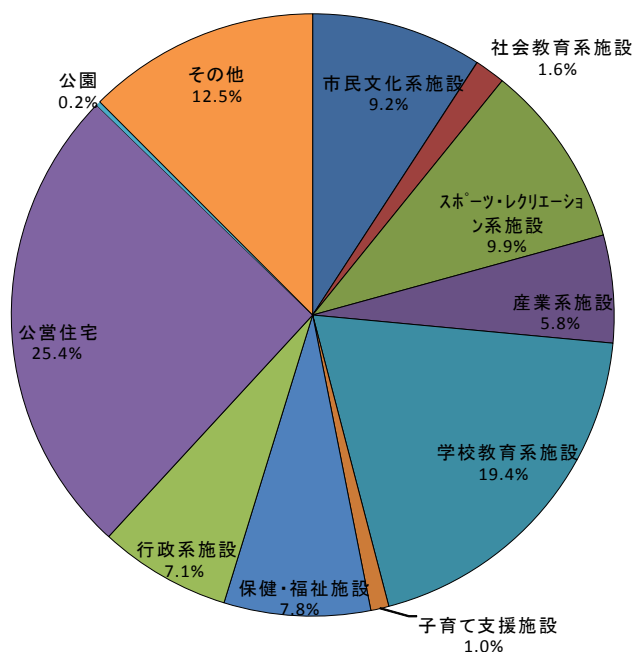


図 3-1 施設種別延床面積構成

3-1-2 年度別整備状況

本町の公共施設（建築施設）は昭和50年代後半から平成にかけて建設されたものが多く、平均経過年数は27年となっています。

旧耐震基準である昭和56年（1981年）5月以前に建築された公共施設は、65施設（36%）、25,037㎡（38%）となっています。

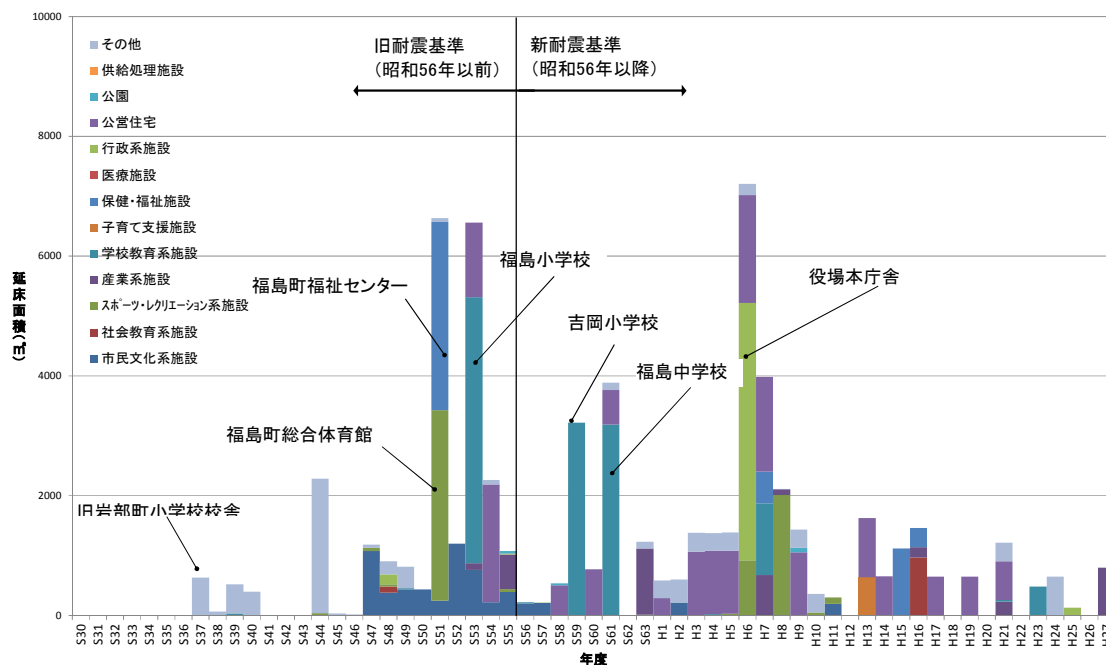


図 3-2 年度別整備床面積

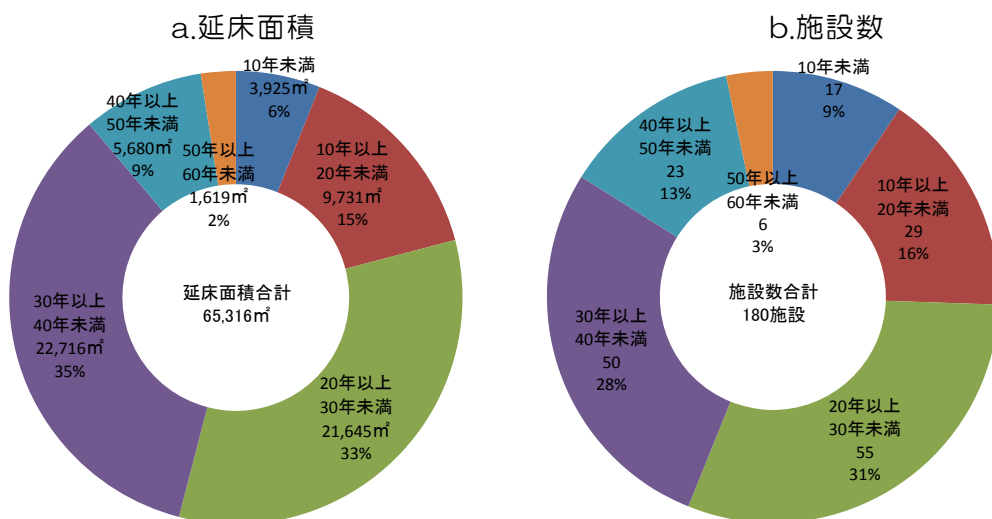


図 3-3 経過年数構成

3-1-3 課題

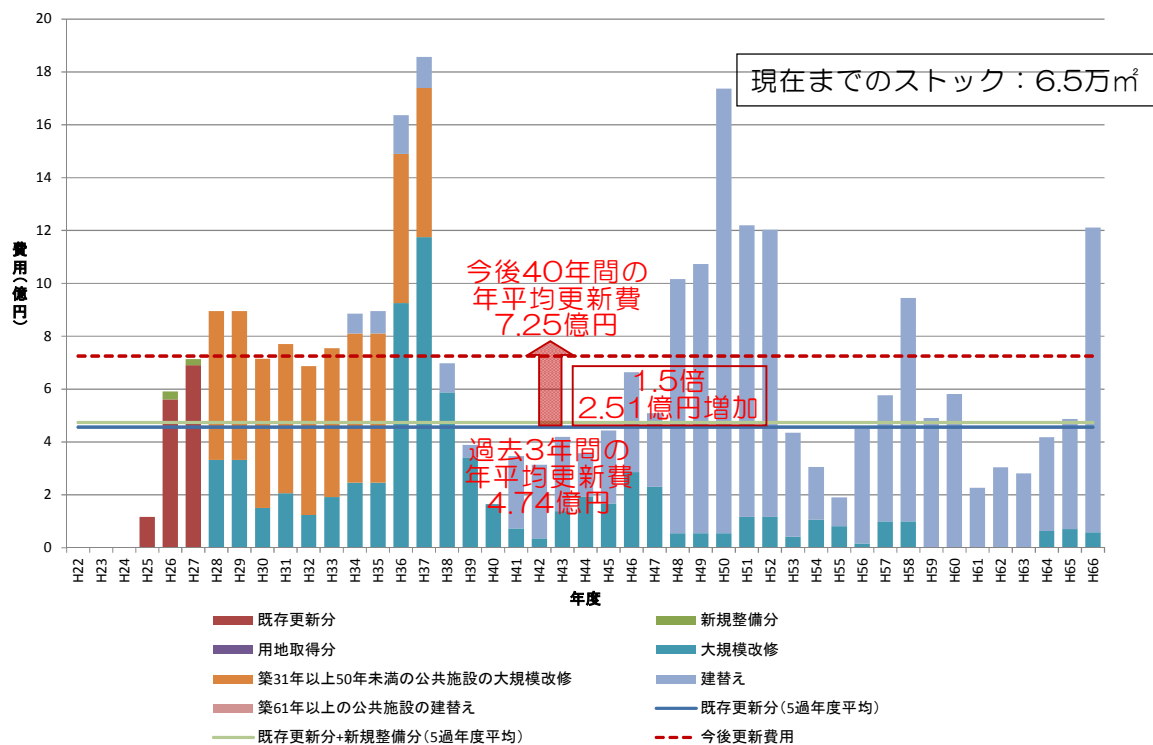
公共施設（建築施設）の過去3年間の投資的経費（既存更新＋新規整備分）は、年平均4.74億円となっています。

一方、現在保有する公共施設（建築施設）を保有し続け、30年周期で大規模改修とした場合の40年間の維持更新費は総額289.94億円、年平均7.25億円と試算されます。

これは、これまでの投資的経費の1.5倍となります。

表 3-2 公共施設（建築施設）の更新費用の推計結果 単位：億円

	投資的経費		今後の推計		②/①
	3箇年計	①年平均	40年計	②年平均	
公共施設	14.22	4.74	289.94	7.25	1.5



【試算条件】

- ・総務省提供の更新費用試算ソフト（ver2.1）を活用し、更新単価はソフトの標準値を使用
- ・現在保有する資産を全て保有

図 3-4 公共施設（建築施設）の更新費用の推計結果

3-2 インフラ施設の現状と課題

3-2-1 インフラ施設の現状

道路、河川、橋梁、上水道及び公園の保有状況は、表 3-3に示すとおりです。

表 3-3 インフラ資産の保有量

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	102,301m
	道路面積	509,241㎡
河川	流路延長（普通河川）	205.5km
	2級河川 （管理延長）	11.7km
橋梁	橋梁数	54橋
	面積	5,768㎡
上水道	管路延長	67,240m
	施設数 （浄水場、配水池）	浄水場：2施設 配水池：3施設
公園	箇所数	4箇所
	面積	364,821㎡

3-2-2 年度別整備状況

(1) 道路

本町の町道の総延長は102,301mとなっています。

このうち、町の骨格を形成する1級町道は15,366m（15%）、1級町道以上を補完する2級町道は20,394m（20%）、1級2級以外のその他道路は66,541m（65%）となっています。

また、道路面積は509,241m²で1級町道が96,441m²（19%）、2級町道が91,646m²（18%）、その他が321,154m²（63%）となっています。

舗装状況では1級町道は39%（6,057m/15,366m）、2級町道は84%（17,143m/20,394m）、その他の道路は49%（32,344m/66,541m）が未舗装となっています。

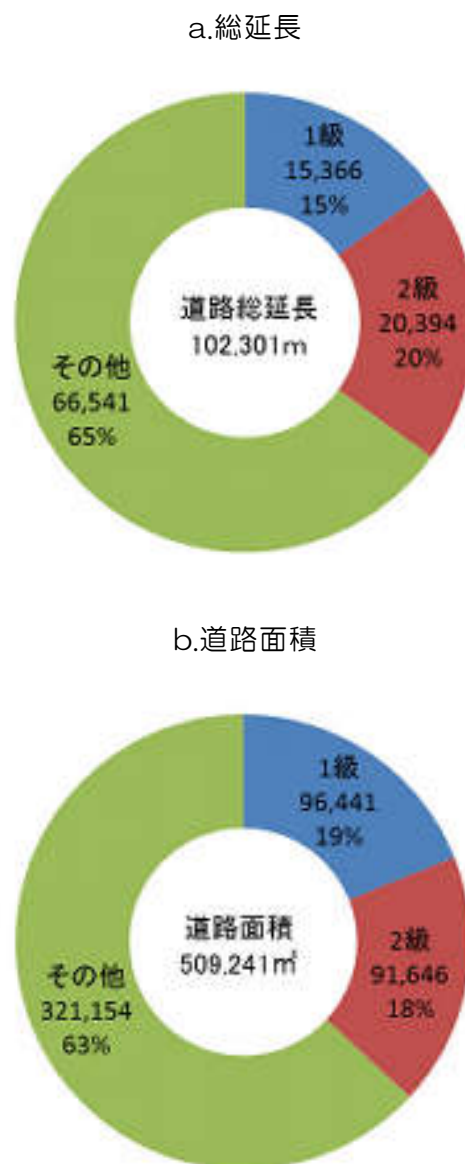


図 3-5 道路の総延長と面積

(2) 橋梁

橋梁は54橋あり昭和28年から整備されています。耐用年数の60年以上の橋梁が2橋あります。

15m未満の橋梁が39橋であり全体の72%を占めています。

構造別に面積構成を見ると、PCが全体の56%を占めており、次いで鋼橋の27%となっています。

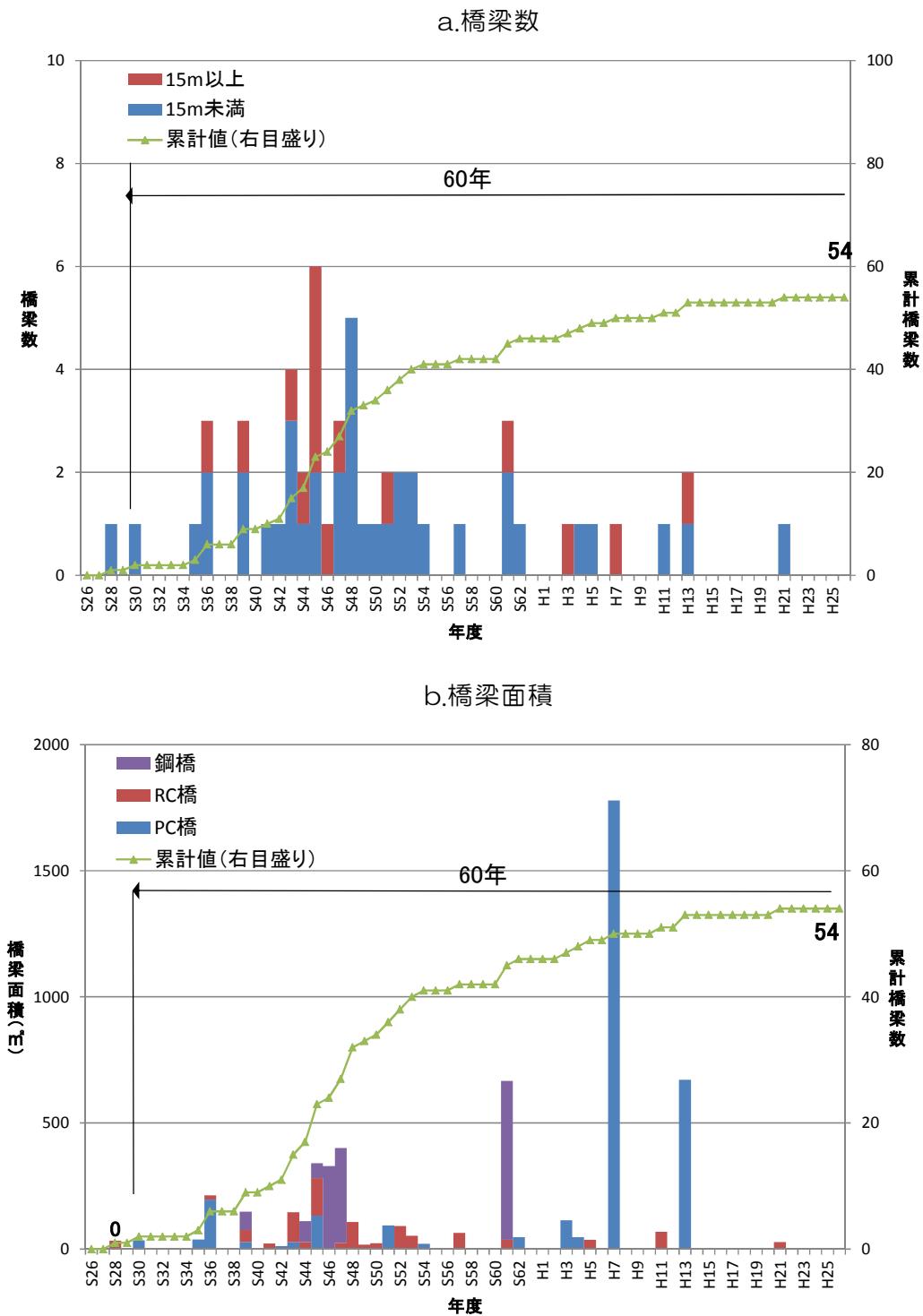


図 3-6 年度別整備数

(3) 上水道

上水道管路は総延長67,240mとなっており、導水管273m（1%）、送水管7,561m（11%）、配水管59,406m（88%）となっています。

処理施設は「岩部浄水場」「美山浄水場」の2施設を管理しています。

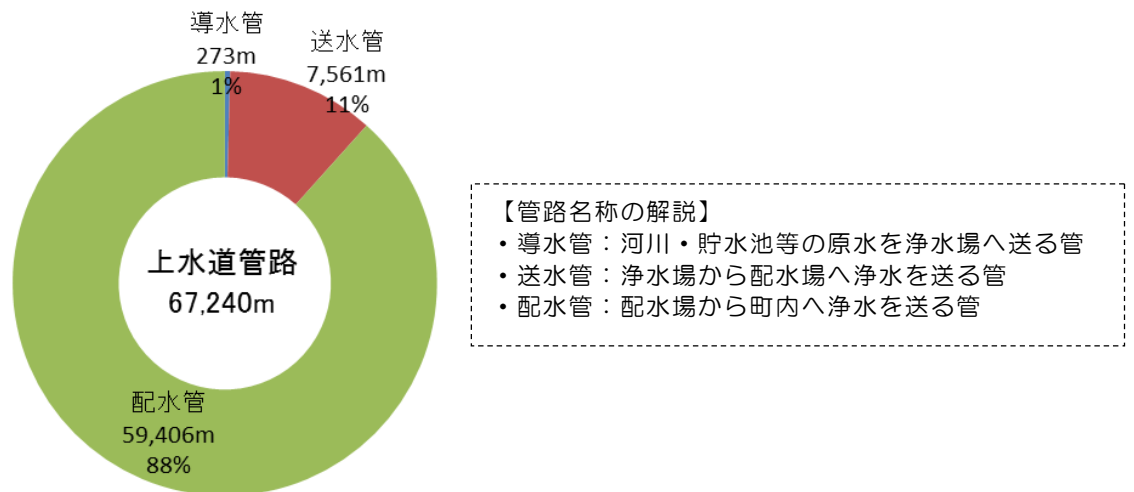


図 3-7 名称別管路延長

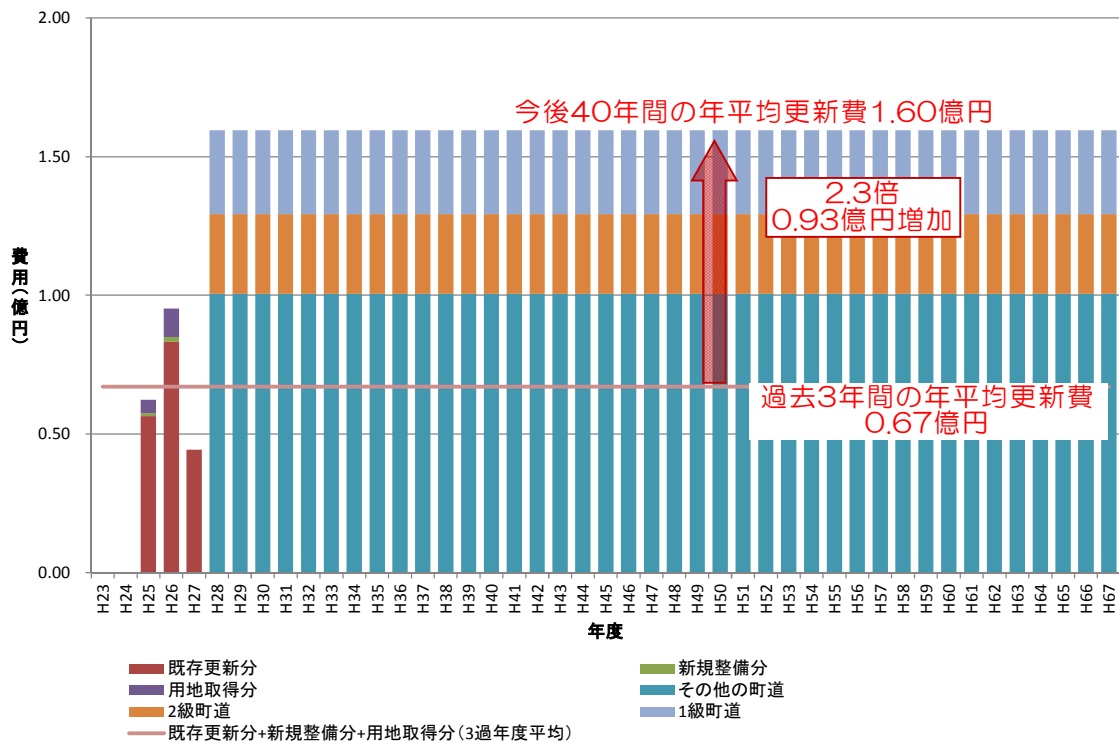
(4) 公園

公園はメモリアルパーク、新緑公園、展望公園、ファミリースポーツ公園の4箇所があり、面積は364,821㎡となっています。

3-2-3 課題

(1) 道路

道路の今後必要となる更新費用は総額で63.8億円、年平均で1.60億円であり、これまでの投資的費用の2.4倍になります。



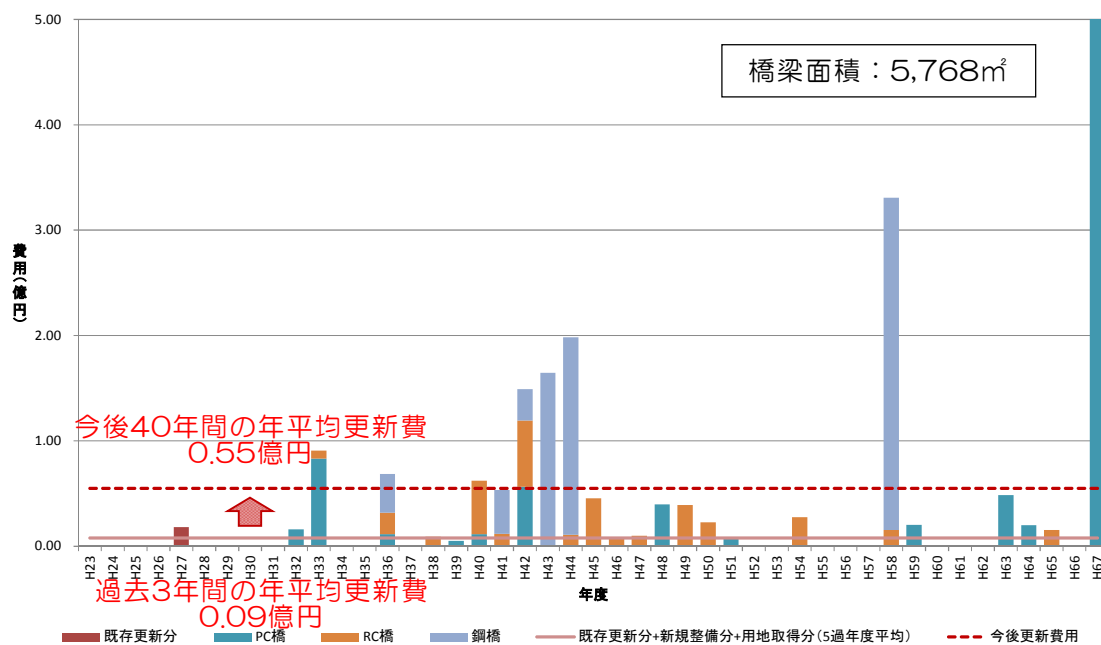
【試算条件】

- ・現在保有する資産を全て保有
- ・更新年数は15年周期とし全整備面積を15年で割った面積を毎年更新
- ・総務省提供の更新費用試算ソフト(ver2.1)を活用、更新単価はソフトの標準値を使用

図 3-8 道路の更新費用の推計結果

(2) 橋梁

橋梁の今後必要となる更新費用は総額で22.12億円、年平均で0.55億円であり、これまでの投資的費用の6.1倍となります。



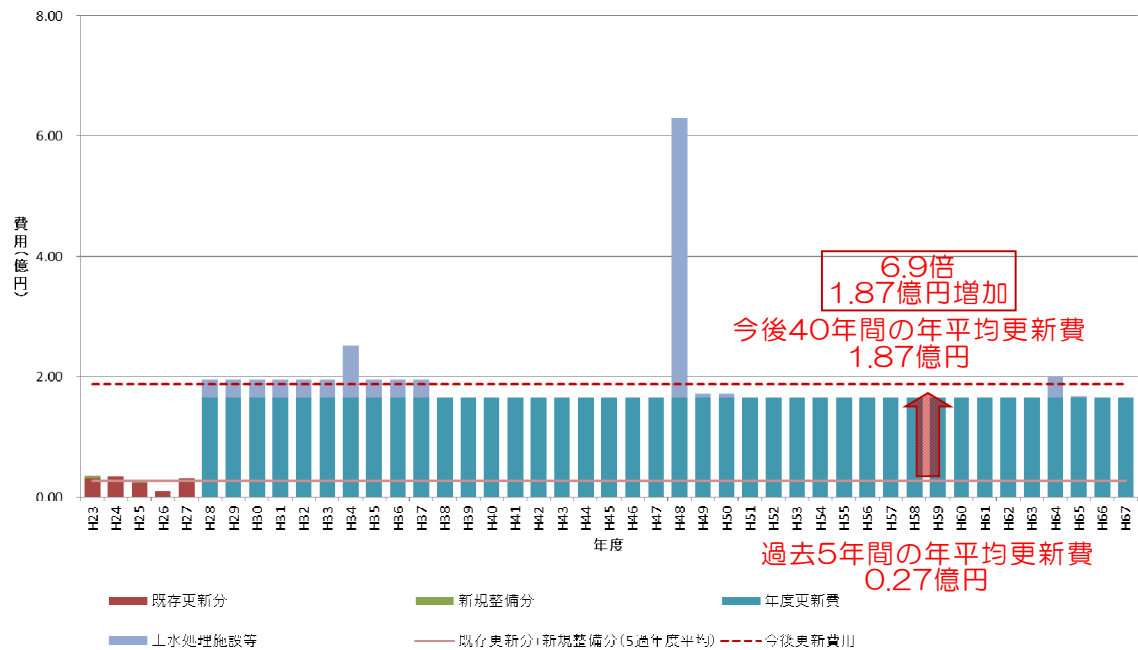
【試算条件】

- ・現在保有する資産を全て保有
- ・更新年数は60年周期
- ・総務省提供の更新費用試算ソフト（ver2.1）を活用し、更新単価はソフトの標準値を使用

図 3-9 橋梁の更新費用の推計結果

(3) 上水道

上水道の今後必要となる更新費用は総額74.9億円、年平均で1.87億円であり、これまでの投資的費用の6.9倍となります。



【試算条件】

- ・現在保有する資産を全て保有
- ・総務省提供の更新費用試算ソフト(ver2.1)を活用し、更新単価はソフトの標準値を使用

図 3-10 上水道の更新費用の推計結果

(4) 公園

公園の今後必要となる更新費用は総額で9.03億円、年平均で0.23億円となり、これまでの投資的費用と同じとなります。

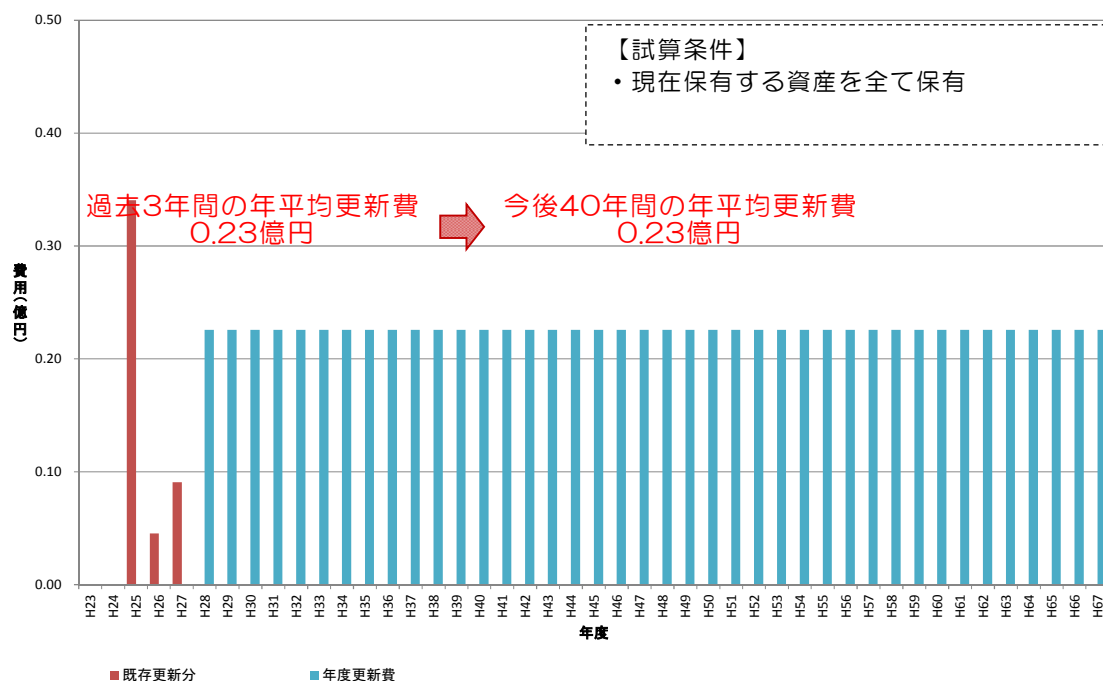


図 3-11 公園の更新費用の推計結果

(5) インフラ施設のまとめ

インフラ施設全体の更新費用の推計結果は、40年間で総額169.83億円、年平均4.25億円となり、投資的経費の3.5倍になります。

このようにこれまでの手法によりインフラ施設全てを維持していくことは困難であり、管理手法の見直しが必要となります。

表 3-4 インフラ施設の更新費用の推計結果 単位：億円

	投資的経費		今後の推計		②/①
	3箇年計	①年平均	40年計	②年平均	
道路	2.02	0.67	63.80	1.60	2.4
橋梁	0.26	0.09	22.12	0.55	6.1
上水道	0.66	0.22	74.89	1.87	8.5
	(1.35)	(0.27)			
公園	0.68	0.23	9.03	0.23	1.0
インフラ計	3.61	1.20	169.83	4.25	3.5

※上水道の（ ）内は5箇年計と5年間の平均値である。

4. 公共施設等総合管理計画の基本方針

4-1 基本的な考え方

福島町では平成27年1月に「福島町公共施設維持保全計画」を策定しています。

その内容は、町有建物の現状と課題、維持保全に向けた基本的な考え方、改修等の経費や時期などを示しています。

今回の公共施設等総合管理計画では、公共施設やすべてのインフラ（道路、橋梁、上水道等の社会インフラを含む）を対象に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画とすることが求められています。

そこで、本計画では、公共施設の維持管理の基本的な考え方に、インフラ施設の維持管理の基本的な考え方を追加して、公共施設等総合管理計画としてとりまとめます。

表 4-1 用途分類別建物数及び施設数（住宅施設以外）

用途分類	建物数	延床面積 (㎡)	施設数
行政施設	3	4,429	1
福祉施設	8	3,062	5
産業施設	23	4,282	19
教育施設	18	16,973	7
集会施設	22	9,277	21
その他施設	31	7,185	24
合計	105	45,208	77

※数値は計画策定後の解体等を反映させたもの

【公共施設維持保全計画の計画期間】

- 計画期間 平成34年度まで
- 第1次保全実施計画 ～平成30年度まで
- 第2次保全実施計画 ～平成34年度まで

4-1-1 基本方針

公共施設等の現状と課題、人口構成等の地域特性や住民ニーズを踏まえ、公共施設等のマネジメントについては、安心・安全に暮らすことができ健康で快適な生活環境を実現するために「まちづくりの視点」を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行うとともに、原則として新たな建築系施設は建設しないものとし、統廃合、規模縮小の推進による施設保有量の適正化を図ります。

既存施設については、老朽化の状況及び今後の需要の見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められる施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ります。

また、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討により、効率的な管理・運営を図ります。

本町においては、以下の3つの基本方針で総合管理計画を推進していきます。

基本方針1 施設保有量の適正化

建築物については厳しい財政状況を踏まえ、施設の性能と住民ニーズから統廃合、規模縮小を進めます。また、インフラ施設については、施設種別毎の特性を踏まえて、中長期的視点でそれぞれの整備計画に即した総量の適正化を図ります。

基本方針2 公共施設等の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断と計画的な維持修繕を実施し長寿命化を推進することにより、安心・安全なサービスの提供に努めるとともに環境への配慮をしつつ、財政負担の軽減・平準化を図ります。

基本方針3 既存施設の有効活用

「施設の維持から機能の維持」を視点に一定の公共サービスを確保しつつ、既存施設の管理運営形態の見直しや機能の集約、複合化などを進め、総量の抑制と経費の削減を図ります。

4-1-2 具体的な取組み

3つの基本方針を踏まえて、以下の具体的な取組みにより、総合管理計画を推進していきます。

(1) 施設保有量の適正化

①公共施設（建築施設）

町民ニーズや上位計画、関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図ります。

その際、PPP※₁やPFI※₂などの手法導入の可能性を検討するなど、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

※1 PPP (Public Private Partnership)

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※2 PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

また、施設の近隣市町村との相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等により運営の効率化を図ります。

②インフラ施設

インフラ施設については、防災対応、人口減少対応、高齢化対応等、社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図ります。

(2) 公共施設等の長寿命化の推進

①公共施設（建築施設）

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努め施設の長寿命化を図ります。

原則、30年以上経過した施設は、大規模改修の検討を併せて「福島町耐震改修促進計画（平成22年2月）」に基づく耐震化に努めていくとともに、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化により、計画的な維持管理を推進し、必要に応じて長寿命化を図ります。

また、改修・更新等の費用の縮減と更新時期の分散化を図ることにより、歳出予算の縮減と平準化を図ります。

②インフラ施設

インフラ施設については、施設種別毎の特性を考慮し、中長期的な視点に基づく計画的な維持管理を行います。また、計画的な点検や維持補修により、維持管理費用の適正化及び平準化を図ります。なお、橋梁については「福島町橋梁長寿命化修繕計画（平成26年2月）」に基づき、長寿命化を進めていきます。

(3) 既存施設の有効活用

施設や設備の共用による多目的利用、地域のニーズを踏まえた柔軟性を持った施設活用による機能の複合化、多機能化を進めます。

とくに、人口減少等により本来の役割を終え未利用となっている施設については、地域の実情等に応じて施設の有効活用を図るために、施設の転用、用途変更について検討していきます。

4-2 公共施設等の維持管理方針

4-2-1 公共施設

(1) 維持管理の基本的な考え方

町の町有建物については、人口が多い時に建てられた施設が多く、現状の人口規模及び将来の人口予測を考慮し、福島町の身の丈に合った施設配置と効率的かつ計画的な維持管理が必要となります。

このため、それぞれの施設に求められる機能や役割と投資経費のバランスを踏まえ、修繕効果の見込めないもの、あるいは、費用対効果が低いと判断されるものなど、様々な角度から時代にマッチした施設を目指して、大規模改修が必要なのか、あるいは建て替えが必要なのか、また、統廃合や取り壊しが必要なのかを見極めながら、長期的な戦略のもとで公共施設の維持保全に努めることとします。

なお、基本的な方向性として、現在の町有建物を大切に長く使うという基本的な考えを前提に、区分を①解体、②予防保全（長寿命化、耐震化）500㎡以上の施設、③維持保全（長寿命化）500㎡未満の施設、④町内会館等（維持保全、再配置・統廃合）の4種類に区分し、公共施設を適正かつ計画的・効率的に維持保全するため、次の5項目を基本方針として定めることとします。

また、ここでは住宅施設以外の町有建物（建物数105、施設数77）について整理するものであり、住宅施設（75建物）については、「福島町公営住宅等長寿命化計画 平成26年3月」に基づき修繕、改善、建替えなどの実施時期を定め、予防保全的取組みを実施し、建物の長寿命化による更新コストと削減と事業量の平準化を図ります。

- ① 大規模施設の予防保全等による長寿命化
- ② 施設の機能や役割を再評価し、統廃合などの再配置
- ③ 長期的視点に立った公共施設維持保全計画の策定
- ④ 公共施設維持保全計画の実効性を確保するための新たな基金の創設
- ⑤ 地域防災計画と連動した耐震化の推進

(2) 維持保全の内容

① 解体予定施設（施設数：9、建物数：10）

解体すべき施設は13施設でしたが、第1次計画期間内での解体予定の8施設のうち、旧学校給食センター（H25年度解体）、吉岡生活改善センター（H26年度解体）、旧吉岡小学校（校舎・体育館、H26年度解体）、旧吉岡幼稚園（H26年度解体）の4施設が解体済となっています。

第1次計画期間内では、旧吉岡小学校周辺施設に関連した施設の解体を中心とし、平成27年度に吉岡総合センター整備したところです。

また、第2次計画期間内で解体予定の松浦展望台等の4施設は、道立自然公園を所管する機関と協議を行いながら解体を進めていきます。

なお、建設の際に国または北海道から補助を受けている施設の解体については、経過年数などにより、国または北海道の承認が必要であり、状況によっては補助金の返還が必要となりますが、補助金の返還が必要な場合であっても、当該計画の目的に照らし、施設の維持・解体費用などを比較検討し、早期の解体が有利と認められる場合は、施設の解体を進めます。

大分類	施設数 (建物数)	対象となる公共施設
C 産業施設	4 (4)	松浦展望台、岩部展望台、岩部海の家、松浦海岸公衆便所
F 集会施設	1 (1)	吉岡漁村環境改善総合センター
G その他施設	4 (5)	旧日出小学校（校舎・体育館、燃料庫）、福島町生活改善センター、旧岩部小中学校、豊浜母と子の家
解体済	4	H25年度：旧学校給食センター H26年度：吉岡生活改善センター、旧吉岡小学校、旧吉岡幼稚園

※個別シートでは、旧吉岡小学校と旧吉岡幼稚園を1施設に集約しています。

② 予防保全（長寿命化、耐震化）の対象（施設数：15、建物数：30） 500㎡以上の大型施設

500㎡以上の施設で、予防保全の対応とする大型施設は、原則として耐震化を図ることとし、これに区分する施設は15施設となります。

このうち旧耐震基準の1施設（福島小学校）の耐震診断と耐震化等の検討及び実施を第1次計画期間内に、また、製氷冷蔵庫（福島漁港）について、検討中です。

なお、役場庁舎外壁等改修は、平成26年度において第1次計画期間の事前着工分として実施しました。

また、吉岡温泉健康保養センターは、今後の協議状況により第1次計画期間内での検討を予定しています。

さらに学校3施設は、児童・生徒が日常的に使用する施設であり、災害時に広域避難施設となることから、定期点検の実施による予防保全、長寿命化を図ります。

大分類	施設数 (建物数)	対象となる公共施設
A 行政施設	1 (3)	福島町役場庁舎・健康づくりセンター（本庁舎、車庫、防災備蓄倉庫）
B 福祉施設	3 (4)	認定こども園福島保育所（庁舎、倉庫）、福島町生活支援ハウス、福島町温泉健康保養センター
C 産業施設	4 (6)	福島町ウ二種苗育成センター（管理棟育成棟、機械室、ポンプ室）、製氷冷蔵庫、横綱千代の山・千代の富士記念館、青函トンネル記念館
D 教育施設	5 (14)	福島町総合体育館、福島町民プール、福島小学校（校舎、屋内運動場、渡り廊下、物置、グラウンド内トイレ）、福島中学校（校舎、屋内運動場、物置、グラウンド内物置）、吉岡小学校（校舎・体育館、物置、グラウンド内便所）
F 集会施設	2 (3)	福島町福祉センター、吉岡総合センター（本体、付属棟）
解体済		平成21年度：岩部海岸公衆便所

③維持保全（長寿命化）の対象（施設数：36、建物数：48） 500㎡未満の施設

維持保全により長寿命化すべきと区分した500㎡未満の町内会館等を除く施設は36施設で、これら施設の計画的な補修等に努めていきますが、このうち旧白符小学校や旧千軒小学校体育館等の貸付施設は、現状により維持することとします。

大分類	施設数	対象となる公共施設
B 福祉施設	2 (4)	福島町火葬場（本体、遺灰堂）、福島町墓地公園（管理棟、東屋）
C 産業施設	11 (13)	福島町水産物蓄養施設（本体、ポンプ室）、福島町水産物荷捌施設、みなと交流館、福島漁港便所、吉岡漁港便所、福島町特産品センター、鏡山公園土俵上屋、千軒登山休憩所、トンネルメモリアルパーク便所、浦和公衆便所、展望公園総合案内所（本体、便所）
D 教育施設	2 (4)	福島町ファミリースポーツ公園管理棟、福島町学校給食センター（本体、車庫、ブローポンプ室）
F 集会施設	1 (1)	福島漁村環境改善総合センター
G その他施設	20 (26)	福島テレビ中継局、白符テレビ中継局、吉岡バス待合所、白符バス待合所、バス待合所（館崎）、福島バス待合所（函館方面）、福島バス待合所（松前方面）、千軒バス待合所、吉岡バス待合所便所、高校前バス待合所、機械保管庫、倉庫兼作業所、野菜集荷施設、福島町新緑公園トイレ（本体、器具置場）、旧浦和小学校（校舎・体育館、燃料保管庫） 【貸付施設】 旧白符小学校（チロップ館、物置）、旧千軒小学校（体育館、物置、燃料庫）、縫製工場、グループホーム陽光園（本体、倉庫兼車庫）、旧千軒寿の家
売却		平成26年度：吉岡歯科診療所兼住宅

④町内会館等（施設数：17、建物数：17）（維持保全、再配置・統廃合）

18の町内会館等のうち、宮歌生活館との統合を予定している豊浜母と子の家（解体区分）を除く17施設については、施設の状況等を勘案し、平成26～29年度に改修経費の調査を予定しています。

平成26年度では、吉野母と子の家、宮歌生活館、月崎母と子の家（月崎2）、緑町母と子の家の4施設、平成27年度では、松浦生活館、浜中母と子の家（月崎1）、豊浜母と子の家、館崎生活館の4施設、平成28年度では日向生活館、新栄町集会所、三岳母と子の家（三岳1）、三岳寿の家（三岳2）の4施設の調査済みあり、平成29年度は、白符ふれあいセンター、丸山地区会館の2施設を予定しています。

大分類	施設数	対象となる公共施設
F 集会施設	17 (17)	松浦生活館、吉野母と子の家、館崎生活館、宮歌生活館、白符ふれあいセンター、日向生活館、浜中母と子の家、月崎母と子の家、丸山地区会館、塩釜生活館、浦和生活館、岩部生活改善センター、緑町母と子の家、新栄町集会所、三岳母と子の家、三岳寿の家、福島町活性化センター

(3) 事業費積算のための調査

第1次計画期間内に位置付けた解体や予防保全等の施設の事業費につきまして、平成26年度当初予算に調査委託料を計上し事業費を積算し、事業を進めています。

なお、事業費調査と事業実施の関係については、事業費調査後、2～3年以内での事業実施を基本とし、第1次計画期間内を前期2年、後期2年と分け、前期には旧吉岡小学校周辺施設、後期には福祉センター、吉岡漁村環境改善総合センター等の事業実施と位置付けました。

(4) 計画的な機械器具等の更新・撤去及び緊急対応時等の取り扱い

福島町公共施設維持保全基金については、公共施設本体の維持保全に係る財源を目的としています。多額の事業費を要すると予定されるテレビ中継局のアナログ装置の撤去（平成27年度実施）や緊急的な施設改修等が生じた場合には、当該基金を財源として活用することとします。

このため、これら事業にあっては、あらかじめ予定される事業は当該計画に登載し、緊急を要する場合は、計画に追加するなどの対応をしていきます。

なお、計画登載に当たっては100万円以上の事業とし、総合計画の登載事業費と整合性を図っていきます。

4-2-2 インフラ施設

インフラ施設は都市の基盤となるものであり、利用者の安全性確保や安定した供給・処理が行われることが極めて重要です。そのため、適切な点検・診断を行い、その結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態等を記録し、次の診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築により効率的な維持管理を推進します。これにより、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

また、インフラ施設は、複合化、集約化等や用途変更、施設廃止等の取組みに適さないことから、公共施設とは異なる維持管理を行います。

施設種別毎に、整備状況や老朽化の度合い等から維持管理方法を検討します。その結果を踏まえて施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

定期的な点検により、劣化状況等の把握・評価を行い、中長期的な更新、修繕計画を策定します。点検で収集したデータについては、蓄積管理しデータベース化します。

①方向性の検討

道路、河川、上水道、公園といった施設種類ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から、方向性を検討します。その結果から施設の重要度に応じた個別の管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

②現状把握

定期的な点検により劣化進行等の状態を把握し評価するとともにデータの蓄積を行います。

③更新・補修の実施

点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定・実施します。

④取組みの見直し

施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準等を見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

表 4-2 インフラ施設の施設類型別の方針

施設類型	現状及び課題	基本的な方針		
		供給に関する方針	品質に関する方針	財務に関する方針
道路	・総延長は102.301kmを有しています。 ・今後は年平均で現状の2.3倍の費用が必要となります。	・社会構造の変化、経済状況、社会情勢に依りて修繕、更新を図ります。	・計画的な予防保全を検討し、適切なメンテナンスサイクルを確立します。	・インフラ施設の基本方針に準拠します。
橋梁	・54橋を有しています。 ・今後は年平均で現状の6.1倍の費用が必要となります。 ・橋梁長寿命化修繕計画が策定されています。	・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期的な点検による状態把握、予防的な修繕及び計画的な架替えを着実に進め、長寿命化と修繕、架替えに係る費用を縮減します。		
上水道	・管路延長67,24km、処理施設5施設が整備されています。 ・今後は年平均で現状の6.9倍の費用が必要となります。また、平成48年前後に更新費用が集中する見込みです。	・町民にとって不可欠な施設であるが、人口減少等の社会構造の変化に対応しながら、今後の修繕・更新の検討をしていきます。	上水道は、平成29年度に上水道事業経営戦略を作成し、管路・処理施設等の計画的な更新を推進します。	
公園	・町内には4箇所、364,821㎡の公園が整備されています。	・人口減少等の社会構造の変化に対応し、修繕・更新の検討をしていきます。 ・また、観光施設に利用されている建物も多く、今後の動向を図りながら維持更新を図ります。	・公園の状態を健全に保つために、定期的に点検、診断を実施します。 ・メモリアルパーク、ファミリースポーツ公園、新緑公園、展望公園は一時避難場所として指定されており、避難場所としての役割が果たせるよう適切に維持管理を行います。	・清掃等の委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や委託の包括化などの方策を検討しコスト削減を図ります。

4-3 取組体制

4-3-1 総合計画との整合性と予算との連動

本計画は、総合計画との整合性を図るため、各々の計画期間を4年間とし、2期にわたる計画としています。

総合計画における当該計画の位置付けについては、事業名を「公共施設維持保全事業」とし、解体等の各施設を各年度に位置付けています。

本計画では、77施設の公共施設を対象とし、8年間にわたる年度別の維持保全に係る事業費推計を行いました。8年間の年度別推計については、総合計画と整合を図り、毎年度の予算編成の基礎算定額とします。

なお、各施設における事業費は、毎年度の改修等の実施状況や建物の劣化状況等を踏まえ、予算編成と連動し適宜時点修正することで実効性を確保します。

また、時点修正した内容については、総合計画にも反映させていきます。

4-3-2 福島町公共施設維持保全基金の活用及び財源の確保

公共施設の維持保全等につきましては、多額の経費が必要となります。

このため、当該計画の実効性を確保するための財源確保を目的に、平成26年3月に「福島町公共施設維持保全基金」を制定し、財政調整基金等から3億円を積立てしました。

今後についても、各年度の決算状況により積立てを行い、財源の確保に努めていきます。

また、国または北海道の補助事業など、有利な財源の確保にも積極的に取り組んでいきます。

4-3-3 指定管理者制度の導入

平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理の一手法として、指定管理者制度の導入が制度化されています。

制度導入に当たっては、「公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定した後に、対象施設の管理条例の一部改正が必要となることから、まずは、「公の施設に係る手続等の条例」を制定し、順次、具体的な対象施設の管理条例の一部改正を進めていきます。

当町では、平成28年12月に条例化したところであり、平成29年度は4月から「福島町温泉健康保養センター」、10月から「福島町製氷貯氷施設」について、当該制度の導入による施設の管理運営を行っています。

4-3-4 実施体制

全公共施設を適正に維持・保全していくためには、建築物の耐用年数や毎年度の改修工事の実施状況、劣化状況等を常に把握したなかで実施していくことが重要となります。

そのためには、建築や設備などの技術職が中心となり、個別の建物の状態を把握し、建築物を日常的に管理する職員と連携しながら、全職員が共通認識を持ち施設の維持保全を進めていきます。

なお、本計画は、総務課財産管理係が担当し、各課と連携のうえ、計画と予算管理に努めます。

4-4 フォローアップの方針

本計画は以下の手順でフォローアップを実施します。

計画・実行・評価・改善といったPDCAサイクルを確立し、的確な管理計画の策定と着実な実行、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて戦略を見直します。

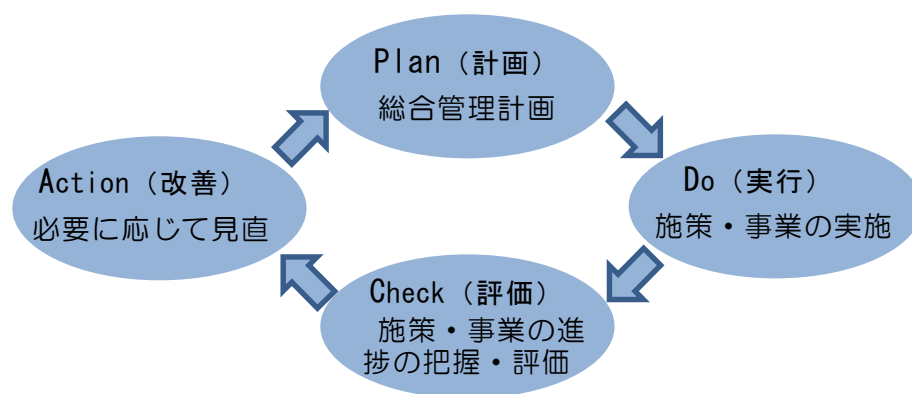
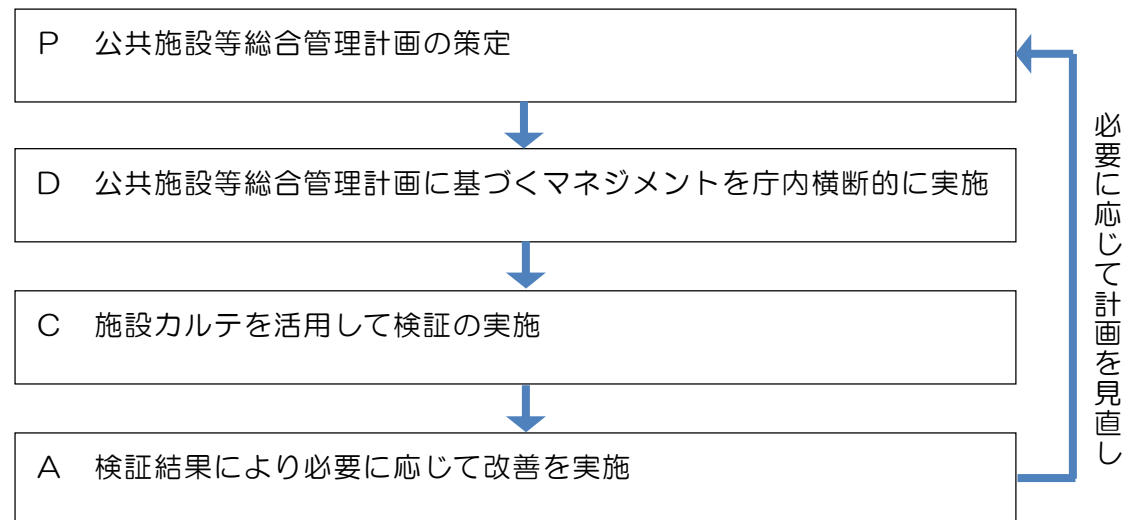


図 4-1 フォローアップの実施方針のイメージ